

○社会福祉法人愛育会評議員・役員報酬規程

【平成 29 年 4 月 1 日制定】

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人愛育会評議員、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。ただし、役職を兼ねている場合は、一つの役職によってのみ支給する。

(評議員の報酬)

第 2 条 社会福祉法人愛育会の評議員会に出席した場合、別表 1 に示す額を報酬として支給する。

(役員報酬)

第 3 条 社会福祉法人愛育会の理事会に出席した場合、別表 1 に示す額を報酬として支給する。

2 監事が評議員会に求められて出席した場合、別表 1 に示す額を報酬として支給する。

(理事長の報酬)

第 4 条 理事長が施設において理事長専決業務、毎月の出納・給与等の決裁、施設運営状況の確認、会計決算・事業報告及び予算・事業計画の承認、辞令交付等の業務を行った場合、理事会等に出席した場合、別表 1 に示す額を報酬として支給する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。